

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第109号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に、「第17条」を「第16条」に改める。

第1条の見出し中「組織」の右に「及び職名」を加え、同条第1項を次のように改める。

京都市事務分掌条例第1条に規定する局に次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長を置く。

局の名称	部又は室の名称	課の名称	係長の職名
総合企画局	政策推進室	政策調整課	調査係長
		政策企画課	
	市長公室	秘書課	秘書係長
		広報課	報道係長 広報広聴係長
	プロジェクト推進室		
	情報化推進室	情報政策課	
		情報統計課	
	総務局	総務部	総務課
行政改革課			調査係長 情報公開係長 行政改革係長 行政企画係長
文書課			調査係長 法規係長 企画係長

		輸送課	管理係長 乗用車係長 配車係長 専用車係長
	人事部	人事課	調査係長 人事係長 企画係長
		給与課	労政係長 給与係長 公務災害係長
		厚生課	福利係長 保健係長 共済係長 安全衛生係長
	国際化推進室		企画調査係長 交流推進係長
	合併推進室		
理財局	財務部	主計課	庶務係長 企画調査係長 資金係長 予算第一係長 予算第二係長
		財産監理課	管理係長 審査係長 運用係長 測量係長
		調度課	検収係長 物品契約係長 工事契約係長
	税務部	主税課	管理係長 税制係長 税務推進係長
		法人税務課	法人市民税係長 特別徴収係長 事業所税係長
		資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長
		収納対策課	収納管理係長 徴収係長 高額滞納整理係長
環境局	環境政策部	環境総務課	庶務係長 労務係長 計理係長
		地球環境政策課	環境企画係長 地球温暖化対策係長 環境活動支援係長
		循環型社会推進課	減量推進係長 廃棄物企画係長 リサイクル推進係長

		環境管理課	交通環境対策係長 環境評価係長 環境管理係長
		環境指導課	環境規制係長 環境安全係長 環境調査係長
事業部		まち美化推進課	管理係長 業務推進係長 美化推進係長
		廃棄物指導課	規制係長 指導係長
施設部		管理課	管理係長 指導係長
		施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長
		施設建設課	
文化市民局	文化部	庶務課	庶務係長 計理係長 企画調査係長
		文化課	企画係長 計画推進係長 振興係長
		文化財保護課	管理係長 普及調査係長 保護係長
	市民生活部	区政推進課	管理係長 区政係長 市民窓口係長
		地域づくり推進課	地域振興係長 安全対策係長 市民活動支援係長
人権文化推進課		企画係長 市民啓発係長	
市民総合相談課		消費生活係長 相談係長	
共同参画社会推進部	男女共同参画推進課	企画係長 啓発係長	

		勤労福祉青少年課	青少年係長 勤労福祉係長
	市民スポーツ振興室	スポーツ企画課	
		スポーツ振興課	
産業観光局	商工部	経済企画課	庶務係長 計理係長 企画調査係長 支援係長 企業啓発係長
		産業振興課	振興係長 育成係長 産業基盤係長 企業誘致係長
		商業振興課	企画係長 振興係長 商店街係長 大規模店舗係長
		伝統産業課	工芸係長 染織係長
	観光部	観光企画課	企画係長
		観光振興課	観光事業係長 誘致推進係長 国際事業係長
	農林部	農業計画課	企画係長 計画推進係長 農業経済係長
		農業振興整備課	振興係長 畜水産係長 基盤整備係長
		林業振興課	林政係長 森林整備係長 森林施設係長
		スーパーテックノシティ推進室	
保健福祉局	保健福祉部	保健福祉総務課	庶務係長 計理係長 労務係長 企画調査

		務課	係長
		監査指導課	監査指導係長 児童施設係長 高齢施設係長 障害施設係長
		障害企画課	企画係長 支援費係長 施設整備係長
		障害保健福祉課	在宅福祉係長 施設福祉係長 精神保健福祉係長
生活福祉部		地域福祉課	管理係長 保護係長 指導係長 地域福祉係長 福祉医療係長
		保険年金課	管理係長 指導係長 収納係長 年金老人保健係長 審査係長
子育て支援部		児童家庭課	子育て支援係長 自立支援係長 健全育成係長 施設整備係長
		保育課	企画係長 保育係長
長寿社会部		長寿福祉課	企画係長 長寿福祉係長 生きがい支援係長 施設整備係長
		介護保険課	管理係長 指導係長 認定給付係長
保健衛生推進室		健康増進課	保健企画係長 健康増進係長 保健指導係長 地域ケア係長
		地域医療課	地域医療係長 医務薬務係長 感染症予防係長
		生活衛生課	管理係長 生活衛生係長 食品衛生係長
都市計画局	都市企画部	都市総務課	庶務係長 計理係長 調査係長 技術管理係長 技術基準係長 建築検査係長 電気検査係長 機械検査係長

	都市づくり 推進課	
	都市計画課	調査係長 施設係長 地域係長
	交通政策課	
都市景観部	都市景観課	調査係長 広告物係長 都市デザイン係長 町並み保全係長
	風致保全課	古都保存係長 風致第一係長 風致第二係 長 指導係長
	開発指導課	事務係長 指導係長
建築指導部	指 導 課	調査係長 企画基準係長 建築防災係長 建築福祉係長 建築相談係長
	審 査 課	
	監 察 課	
公共建築部	企画設計課	調査係長 建築企画係長 設備企画係長 設計第一係長 設計第二係長 設計第三係 長 電気設計係長 機械設計係長
	整備支援課	施設整備支援係長 保全情報係長 保全第 一係長 保全第二係長 電気保全係長 機 械保全係長
	工務監理課	監理第一係長 監理第二係長 監理第三係 長 監理第四係長 電気監理第一係長 電 気監理第二係長 機械監理第一係長 機械 監理第二係長
住 宅 室	住宅政策課	調査係長 計理係長 計画係長 民間住宅

			係長
		すまいまち づくり課	
		住宅建設課	事業推進係長 計画第一係長 計画第二 係長 計画第三係長 工事係長
		住宅改善課	保全係長 電気設備係長 機械設備係長
		住宅管理課	
		住宅保全課	
建設局	管理部	建設総務課	庶務係長 計理係長 労務係長 企画係 長
		監理検査課	
	道路部	道路管理課	事務係長 占用係長
		道路明示課	事務係長 明示第一係長 明示第二係長 台帳係長
		道路維持課	
		道路建設課	事務係長 工事第一係長 工事第二係長 橋りょう係長
		放置車両対 策課	企画係長 事業係長 施設整備係長
	街路部	街路建設課	
		立体交差課	
		広域幹線道 路課	
	水と緑環境	緑政課	業務推進係長 計画係長 緑化推進係長

	部		工事係長
		緑地管理課	管理係長
		河川課	事務係長 管理係長 水辺環境計画係長 工事係長 都市河川第一係長 都市河川第二係長 排水機係長
都市整備部	区画整理課	事務係長 指導係長 計画管理係長 事業 換地係長 積算係長	
	拠点整備課	調査係長 補償係長 事業係長	
用地室			

第1条第2項の表財政改革プロジェクトチームの項を次のように改める。

安心安全ネットプロジェクトチーム	安心安全ネット戦略プランの策定に係る調査，研究及び原案の企画に関する事務
------------------	--------------------------------------

第1条に次の13項を加える。

- 3 局に局長，部に部長，室に室長，課に課長を置く。
- 4 課を置かない室及び係長を置かない課に担当課長補佐又は担当係長を置く。
- 5 保健福祉局保健衛生推進室及び都市計画局住宅室に部長を置く。
- 6 本市に危機管理監，技監，企画監，情報政策監，サービス監，観光政策監，子育て支援政策監又は保健政策監を置くことがある。
- 7 保健福祉局に医務監を置くことがある。
- 8 局に理事，部及び室に担当部長，課を置かない室に担当課長又は課長補佐，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。
- 9 総合企画局政策推進室に企画部長を置くことがある。
- 10 総合企画局情報化推進室情報政策課に情報企画担当課長を置くことがある。
- 11 産業観光局スーパーテクノロジー推進室に副室長を置くことがある。



12 保健福祉局子育て支援部保育課に保育担当課長又は保育担当課長補佐を置くことがある。

13 総務局総務部総務課に警備長又は副警備長を置くことがある。

14 プロジェクトチームにチームリーダーを置く。

15 プロジェクトチームにサブリーダーを置くことがある。

第2条を削る。

第3条第1項中「，課長及び係長（前条第4項の表の右欄に掲げる係長を除く。次条第3項において同じ。）」を「及び課長」に改め，同条中第18項を第20項とし，第10項から第17項までを2項ずつ繰り下げ，同条第9項中「。第7条」を「。第6条」に改め，「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，「（前条第4項の表の右欄に掲げる係長を含む。次条第4項及び第7条において同じ。）」を削り，同項を同条第11項とし，同条第6項から同条第8項までを2項ずつ繰り下げ，同条第5項を同条第6項とし，同項の次に次の1項を加える。

7 観光政策監は，上司の命を受け，観光振興に関する施策を統括する。

第3条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 危機管理監は，上司の命を受け，防災及び危機管理に関する事務を統括する。

第3条を第2条とする。

第4条第2項中「総合企画局長，総務局長及び理財局長」を「局長」に改め，同条第3項を削り，同条第4項中「保育担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同項を同条第3項とし，同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り，「担当課長補佐」の右に「，係

長」を加え、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条市長公室の款広報課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条パートナーシップ推進室の款を削り、同条プロジェクト推進室の款第3号を削り、同款中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同款に第1号として次の1号を加える。

(1) 市民参加の促進に関する施策の企画及び推進に関すること。

第9条プロジェクト推進室の款第4号を次のように改める。

(4) 市民参加推進会議に関すること。

第9条プロジェクト推進室の款中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第2章中同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条財務部の款財産監理課の項第6号及び第15号中「、総合企画局」を削り、同款調度課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条税務部の款主税課の項第7号中「地方道路譲与税」を「所得譲与税、地方道路譲与税」に改め、同項第8号中「利子割交付金」の右に「、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金」を加え、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条市民生活部の款区政推進課の項中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年京都府条例第35号)による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の納付に関すること。

第13条市民生活部の款地域振興課の項第13号を次のように改める。

(13) 市民活動総合センターに関すること。

第13条市民生活部の款地域振興課の項中第12号を削り，第11号を第12号とし，第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第6号を削り，第5号を第7号とし，第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の2号を加える。

(2) 区基本計画に係る連絡及び調整に関すること。

(3) 市民の公益的活動に関する施策の企画及び推進に関すること。

第13条市民生活部の款地域振興課の項中「地域振興課」を「地域づくり推進課」に改める。

第13条市民生活部の款人権文化推進課の項中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) コミュニティセンターにおける事業の企画及び実施に伴う連絡及び調整に関すること。

第13条市民生活部の款人権文化推進課の項に次の2号を加える。

(6) 市立浴場に関すること。

(7) 市立浴場運営財団に関すること。

第13条共同参画社会推進部男女共同参画推進課の項中第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 男女共同参画審議会に関すること。

第13条を第12条とする。

第14条農林部の款農業計画課の項第5号を削り，同項第6号中「及び出荷並びに計画流通米の小売業の登録」を削り，同号を同項第5号とし，同項第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げ，同条を第13条とする。

第15条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第5号中「身体障害者手帳及び」を削り，同項第10号中「障害児福祉手当」を「特別児童扶養手当，障害児福祉手当」に

改め、同条生活福祉部の款地域福祉課の項中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例による事務に関する事。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。

第15条生活福祉部の款保険年金課の項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 老人保健法による医療に関する事務の統轄に関する事。  
(8) 老人保健法による医療の給付に関する事。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。

第15条生活福祉部の款保険年金課の項第10号中「、国民年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当」を「及び国民年金」に改め、同号を同項第16号とし、同項第9号を同項第15号とし、同項第8号の次に次の6号を加える。

- (9) 国民健康保険法及び老人保健法による診療報酬の審査並びに生活保護法による診療報酬の審査及び決定に関する事。  
(10) 国民健康保険法、老人保健法及び生活保護法による診療報酬の統計に関する事。  
(11) 国民健康保険法による保険給付及び老人保健法による医療の給付に係る不正利得（保険給付及び医療の制限並びに保険医療機関等に係るものに限る。）の徴収に関する事。  
(12) 国民健康保険法による保険給付及び老人保健法による医療の給付に係る第三者に対する損害賠償請求に関する事。  
(13) 生活保護法による指定医療機関の診療報酬に関する指導及び監督に関する事。  
(14) 学童う歯対策事業に係る診療報酬の審査及び決定並びに医療費の支給に関する事。

第15条生活福祉部の款審査課の項を削り、同条子育て支援部の款児童家庭課の項中第12号を第14号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 児童扶養手当に関する事務の統轄に関すること。

(7) 児童扶養手当の受給資格及び額の認定、支給並びに不正利得の徴収に関すること。

第15条長寿社会部の款長寿福祉課の項第7号中「高齢者サービス総合調整推進事業」を「基幹型在宅介護支援センター運営事業」に改め、同条を第14条とする。

第16条都市企画部の款都市総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条建築指導部の款指導課の項第13号中「許可」の右に「並びに京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例による建築等の許可及び認定」を加え、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（総務局総務部文書課）